

○帯広市公害防止条例
平成10年3月24日
条例第3号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 公害の防止に関する規制
 - 第1節 特定施設に関する規制(第4条—第13条)
 - 第2節 土壌汚染、地盤沈下に関する規制(第14条・第15条)
 - 第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制(第16条—第22条)
- 第3章 雑則(第23条—第27条)
- 第4章 罰則(第28条・第29条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、帯広市環境基本条例(平成8年条例第32号。以下「基本条例」という。)第11条の規定に基づき、本市における公害の発生を防止するために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、基本条例第2条第3号に規定する公害をいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

4 この条例において「特定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設及び悪臭発生施設をいう。

5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

6 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場等に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

7 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場等に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液(以下「汚水等」という。)を排出する施設で規則で定めるものをいう。

- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
- (2) 生物化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

8 この条例において「騒音発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。

9 この条例において「振動発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいう。

10 この条例において「悪臭発生施設」とは、工場等に設置される施設のうち、アンモニアその他の不快なにおいの原因となり、著しく生活環境を損なうおそれのある物質を排出する施設で規則で定めるものをいう。

(公害防止協定等)

第3条 市長は、公害の防止のため必要があると認めるときは、事業者との間に公害の防止に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 公害の防止に関する規制

第1節 特定施設に関する規制

(規制基準の設定)

第4条 特定施設を設置する工場等の設置者が遵守すべき基準(以下「規制基準」という。)は、規則で定める。

2 市長は、規制基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ基本条例第4章に規定する帯広市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(規制基準の遵守)

第5条 特定施設を設置する工場等の設置者は、当該工場等から発生するばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動及び悪臭(以下「ばい煙等」という。)について、前条に規定する規制基準を遵守しなければならない。

(特定施設の設置等の届出)

第6条 特定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種別及び数
- (4) 特定施設の構造及びその使用方法
- (5) 公害の発生の防止の方法
- (6) その他規則で定める事項

(特定施設の届出に係る経過措置)

第7条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(特定施設の変更に係る届出)

第8条 前2条の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出事項の変更命令等)

第9条 市長は、第6条又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定施設から排出し、又は発生するばい煙等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出があった日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出事項の変更又は廃止を命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた者は、その命令に基づく措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(特定施設の実施の制限)

第10条 第6条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出をした日から30日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは公害の発生の防止の方法(以下「構造等」という。)を変更してはならない。

2 前項の場合において、市長が特に認めた場合は、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第11条 第6条又は第8条の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第12条 第6条又は第7条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第6条又は第7条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る施設を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第6条又は第7条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第13条 工場等の設置者は、故障、破損その他の事故により当該工場等から著しいばい煙等を発生若しくは排出させ、又は発生若しくは排出させるおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに市長に通知し、かつ、その事故の復旧に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場等の周辺の区域における人の健康若しくは生活環境が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第2節 土壌汚染、地盤沈下に関する規制

(土壌の汚染の防止)

第14条 ばい煙、粉じん又は汚水等であって、カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を含むものを工場等から排出し、又は飛散させる者は、当該工場等から排出し、又は飛散するばい煙、粉じん又は汚水等に起因する土壌の汚染を生じさせないようにしなければならない。

(地盤沈下の防止)

第15条 工場等において動力を用いる設備を設けて地下水を採取する者は、地下水の採取に伴う地盤の沈下を防止するよう努めなければならない。

第3節 規制基準の定めのない公害に関する規制

(ばい煙又は悪臭等が生ずるものの燃焼の制限)

第16条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油その他燃焼の際著しいばい煙、粉じん、有毒ガス若しくは悪臭を発生させるおそれのある物を燃焼させ、又は市民の健康若しくは生活環境に著しい影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのある方法で物を燃焼させてはならない。

(農薬の使用及び処理)

第17条 農作物及び森林を害する動植物の防除に用いる薬剤を使用し、又は処理する者は、当該薬剤の使用基準及び処理方法を遵守しなければならない。

(畜舎の管理義務等)

第18条 畜舎を所有し、又は管理する者は、畜舎及びその附帯施設を整備し、汚物、汚水の処理について適切な措置を講じて常に良好な管理を行い、家畜ふん尿等の適切な処理、利用に努め、水質の汚濁等の公害を発生させないように努めなければならない。

(屋外作業の制限)

第19条 事業者は、作業の性質上やむを得ない場合を除き、屋外で騒音、振動、粉じん又は悪臭を発生させる作業をしてはならない。

(自動車等の使用者等の義務)

第20条 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下本条において同じ。)を所有し、又は使用する者は、当該自動車等について、必要な整備を行い、又は適切な運転をすることにより、当該自動車等から発生する排出ガス(自動車等の運行に伴い発生する一酸化炭素その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質をいう。)及び騒音の低減を図るよう努めなければならない。

2 自動車等を所有し、又は使用する者は、当該自動車等の駐停車時におけるエンジンの無駄な空転の削減に努めるとともに、駐車場、車庫、路上又は空地においてエンジンを始動したまま連続して騒音を発することにより、付近の静穏を害してはならない。

(夜間の静穏保持)

第21条 何人も、夜間(午後10時から翌日の午前7時までの間をいう。以下本条において同じ。)においては、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

2 飲食店、ボーリング場、ガソリンスタンド、カラオケボックスその他夜間にわたる営業を営む者は、夜間においては、当該営業を営む場所において、音響機器音、楽器音、人声等による騒音を発生させること等の付近の静穏を害する行為をし、又はさせてはならない。

(規制の定めのない公害に関する措置)

第22条 市長は、他の法令若しくはこの条例によりその規制に関する基準が定められていないばい煙等若しくは他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない工場等から発生するばい煙等により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、その公害を発生している者又は発生させるおそれのある者に対し、当該公害の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第3章 雑則

(改善勧告及び改善命令)

第23条 市長は、工場等の設置者が第5条の規定に違反したときは、その者に対し、期限を定めて構造等を改善するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、期限を定めて構造等を改善するよう命ずることができる。

(停止命令)

第24条 市長は、前条第2項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該工場等の使用の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、第6条及び第7条の規定による届出をしないで特定施設を使用している者があるときは、当該特定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(立入検査等)

第25条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員の工場等その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(予想しない物質等による公害等に対する措置)

第26条 市長は、この条例の予想しない物質、作用等若しくは事業活動その他の人の活動が原因で生じた公害により、市民の健康又は生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、その公害を発生させた者又は発生させるおそれがある者に対し、当該公害の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第28条 第9条第1項、第23条第2項又は第24条第1項の規定による命令に従わなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第13条第2項の規定による命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条及び第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第25条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第28条第1項の規定中第9条第1項の規定による命令に従わなかった者に対する罰則規定及び第28条第2項の規定は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の帯広市公害防止条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の帯広市公害防止条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前並びに第28条第1項の規定中第9条第1項の規定による命令に従わなかった者に対する罰則規定及び第28条第2項の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成13年6月21日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。